



埼玉県報

第 3053 号
平成 30 年(2018 年)
11 月 9 日
金曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 小林栢間土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千百九十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (四) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年十一月一日認可した。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年十一月六日認可した。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小林栢間土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

告 示

埼玉県告示第千百九十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）

三 作業地域

荒川本川（七十二・四キロメートルから九十・〇キロメートル）熊谷市、深谷市、大里郡寄居町

四 作業期間

平成三十年十月二十九日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

三 作業地域

入間市大字二本木・宮寺地内

四 作業期間

平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により越谷市から越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>野ヶ谷戸五〇六番一地先まで</p> <p>八番三地先から同市大字新堀字上</p> <p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九</p>		区 間
一五・二〇〇三二・七七	一五・二〇〇一八・五六	敷地の幅員 (メートル)
八四・八九		延長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号及び平成二 十五年八月二十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第九号の道路予 定区域の一部変更である。</p> <p>地方特定道路(改築)整備工事</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>飯能寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九八番 三地先から同市大字新堀字上野ヶ谷戸 五〇六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十一月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長八四・八九メー トル</p>	<p>備 考</p>

告示

埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり施設の名称の変更があった旨の報告があった。

平成三十年十一月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 平和台会館会議室 (新) 北袋自治会館 会議室	さいたま市大宮区北袋町一丁目百九十番地	さいたま市長	百五十人

告 示

埼玉県選挙管告示第四十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年十一月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年十一月十九日 午前九時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他